

忠岡町まちづくり要綱（開発及び建築行為に関する指導要綱）技術基準

技術基準 1 道 路

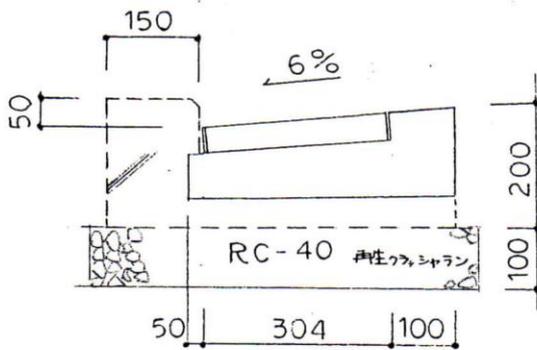
1. 道路幅員（L型側溝を含む全幅員）

事業規模	1000 m ² 未満	1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	2000 m ² 以上 3000 m ² 未満	3000 m ² 以上 5000 m ² 未満	5000 m ² 以上 10000 m ² 未満	1 h a 以上
道路幅員	5.0m以上	5.5m以上 (5.0m以上)	6.0m以上 (5.0m以上)	6.5m以上 (5.0m以上)	7.0m以上 (5.0m以上)	別途 協議

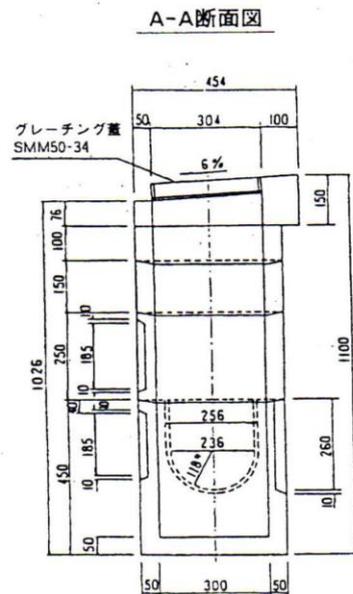
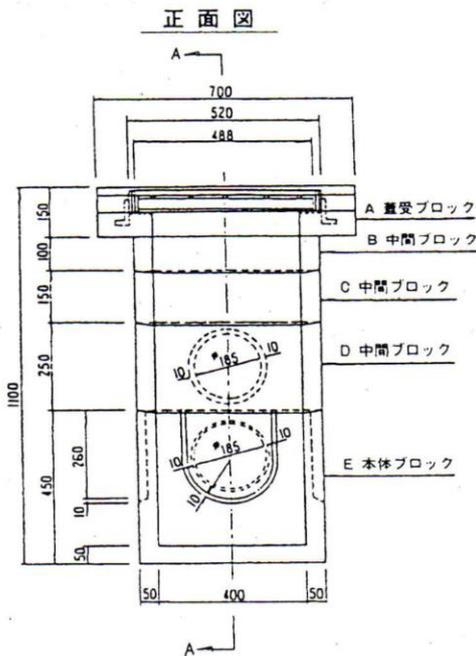
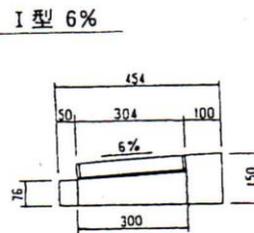
※（ ）内の数字は開発区域内の街区間（小区間）の通行のみに供する部分

2. 道路施設等基準

L型側溝標準構造図



L型側溝用雨水柵標準構造図（忠岡町型）



- 注) ① 道路集水柵の設置は @20mを基本とし、適所に配置する
 ② 緩衝材（エラストイト等）は、集水柵と柵の中間部分に設置する
 （集水柵に接して設けてはならない）

3. 舗装標準構造図

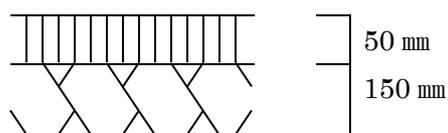


表 層（仕上厚 5cm）

アスファルト混合物層（仕上厚 5cm）	アスファルト混合物（密粒-T）
プライムコート	石油アスファルト乳剤（PK-3）

路 盤（仕上厚 15cm）

粒度調整鉱滓 HMS25 以下 又は 粒度調整碎石 M25
（再生路盤材の使用を指示する場合があるので事前に協議が必要）

※ 平板載下 （K30） 路床 13kg/cm² 以上
路盤 24kg/cm² 以上

4. 交通安全施設

開発区域内外の見通しの悪い交差点に通行者の安全確保のため防護柵、照明施設（水銀灯）、道路反射鏡（カーブミラー）、区画線、道路標示等を設置する

※上記の設置については各施設の設置基準・指針等参考図書によらなければならない

5. 電 柱

電柱等は原則として道路敷内に設置してはならない

6. その他の事項

道路の縦横断勾配等は道路構造令による

技術基準 2 公園及び緑地

1. 公園と道路の関係

公園の設置位置は原則として事業地の接道面に設置するものとし公園等周囲長の4分の1以上接道長を確保すること

2. 形 状

公園敷地の設定については原則として平面型は矩形で著しい狭長、屈曲、複雑な形状であってはならない

3. 公園施設

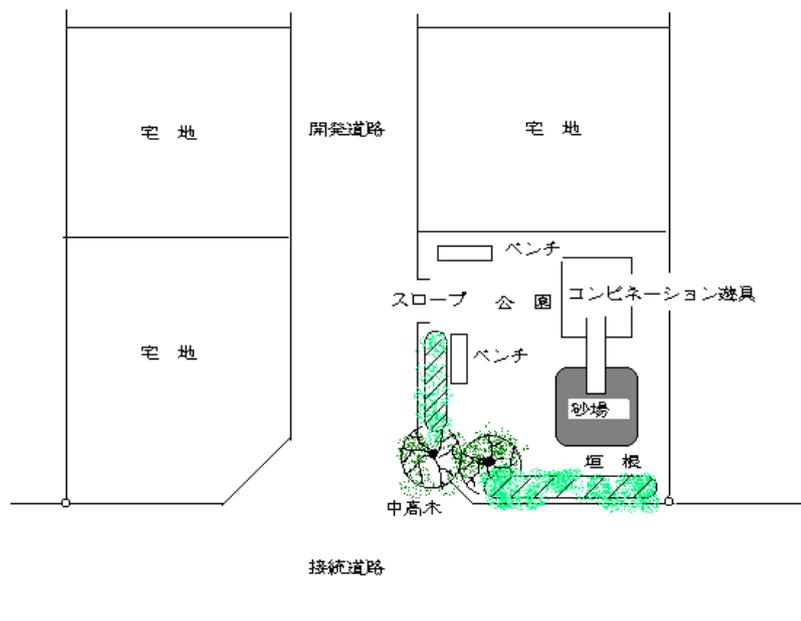
公園内には、その敷地の大きさに応じた遊具施設等を設置する

※主な施設 ・ベンチ（コンクリート製）・複合遊具（ジャングルジムと滑り台を組み合わせたような物）・砂場

5. 緑 化

公園及び緑地は高木と中低木を組み合わせ積極的に緑化する。また接道面の柵は生垣などを採用し景観にも配慮する。緑比率は30%を基本とするが、遊具施設等との配置を考慮し協議の上定める

※公園設置例



技術基準 3 事業の周知

1. 近隣住民に対し事業に関する説明会が必要な事業（新浜地区を除く）
 - ① 高さ 20m 以上の建築行為
 - ② 開発規模が 5000 m²以上のもの
 - ③ 住宅以外の建築物で本町が説明会の必要があると認める事業
2. 近隣住民に対する個別説明が必要な事業（新浜地区を除く）
 - ① 高さ 10m 以上の建築行為
 - ② 開発規模が 1000 m²以上のもの
 - ③ 住宅以外の建築物で本町が個別説明の必要があると認める事業
3. 隣接住民に対する個別説明が必要な事業（新浜地区を除く）
 - ① 上記以外の事業

技術基準 4 上水道

1. 忠岡町指定給水装置工事事業者を通じて協議、申請等を行うこと。
2. 各家庭の給水管は 20 mm 以上、2 世帯住宅は 25mm 以上、3 階以上の給水については受水槽方式とすること。

技術基準 5 ごみ置場等

1. 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの種類ごとに十分な広さを取ること。
2. ごみ集積所の収集口は原則道路側に向け、収集車が容易に横付け出来る場所とする。
3. 止むを得ない事情により道路に接しない場合は、収集車の横付けに支障ないよう十分なスペースを取ること。
4. 鳥獣等の対策を考えた構造とすること。
5. まちの美観や清潔さが損なわれないよう設置すると共に、日々の管理を十分に行うこと。
6. ごみ収集所を設置した場合は、当該建物に必ずごみ処理の責任者を置くこと

技術基準 6 消防水利施設等

1. 消防水利施設及び消防活動空地等に関する指導基準は、本町消防本部が定める「忠岡町消防本部開発指導基準」（令和 4 年消防長訓令（警）第 14 号）による。